
鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業

入札説明書

鈴鹿市

鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業 入札説明書
目 次

第 1	用語の定義	1
第 2	入札説明書の位置付け	3
第 3	事業の概要	4
第 4	入札参加に関する条件等	10
第 5	事業者の選定	12
第 6	入札の手続等	15
第 7	提出書類	21
第 8	提出書類作成要領	23
第 9	その他	27
別紙 1	事業スキーム（例）	28
別紙 2	入札書等の提出用封筒作成要領	29
別紙 3	本件事業において市が事業者を支払う対価について	30
別紙 4	リスク分担表	32

第 1 用語の定義

No	用 語	定 義
1	維持管理期間	令和 10 年 4 月 1 日から令和 25 年 3 月 31 日までの 15 年間をいう。
2	維持管理業務	本件事業のうち、本件施設の保守・部分更新等に係る業務をいう。
3	維持管理業務委託契約	維持管理業務に係る本市と維持管理事業者との間で締結される鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業維持管理業務委託契約書に基づく契約をいう。
4	維持管理業務委託契約書（案）	入札公告時に公表する「鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業維持管理業務委託契約書（案）」をいう。
5	基本契約	本件事業の実施に際し、本市と事業者が締結する、相互の協力、支援等について定める鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業基本契約書に基づく契約をいう。
6	基本契約書（案）	入札公告時に公表する「鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業 基本契約書（案）」をいう。
7	契約書	本件事業に係る基本契約書、建設工事請負契約書、維持管理業務委託契約書を総称して又は個別にいう。
8	建設工事請負契約	設計・建設業務に係る本市と建設事業者との間で締結される鈴鹿市災害情報伝達システム整備請負契約書に基づく契約をいう。
9	建設工事請負契約書（案）	入札公告時に公表する「鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業工事請負契約書（案）」をいう。
10	建設事業者	本件事業において、設計・建設業務を担当する構成員をいう。
11	構成員	構成企業のうち、建設事業者、維持管理事業者をいう。
12	参加資格	入札参加希望者に通知する参加資格審査の結果をいう。
13	参加資格審査	入札参加希望者の入札参加資格の審査をいう。
14	設計・建設期間	契約締結から令和 10 年 3 月 18 日までの期間をいう。
15	設計・建設業務	本件事業のうち、本件施設の設計・建設に係る業務をいう。
16	代表企業	入札時に入札参加者の代表を務める者をいう。
17	入札参加希望者	本件事業の入札に参加を希望する参加資格審査通過前の単独企業又は企業グループをいう。
18	入札参加者	本件事業の入札に参加する単独企業又は企業グループをいう。
19	入札書等	入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料をいう。
20	入札説明書	入札公告時に公表する「鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業 入札説明書」をいう。

No	用 語	定 義
21	入札説明書等	本市が本件事業の実施に際して入札公告時に公表する入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、維持管理業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。
22	本件施設	本件事業において設計・建設され、維持管理される災害情報伝達システムを総称して又は個別にいう。
23	本件事業	本市が実施する鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業をいう。
24	本市	鈴鹿市をいう。
25	様式集	入札公告時に公表する「鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業 様式集」をいう。
26	要求水準書	入札公告時に公表する「鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業 要求水準書」をいう。
27	落札者	入札参加者の中から本件事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本件事業を実施する者をいう。
28	落札者決定基準	入札公告時に公表する「鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業 落札者決定基準」をいう。

(50 音順、アルファベット順)

第2 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、本市が本件事業を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、本件事業の入札への参加を希望する者に配布するものである。本件事業に係る入札公告による一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書による。

また、以下に示す資料は、本入札説明書と一体のものである。

- ・ 要求水準書
- ・ 落札者決定基準
- ・ 様式集
- ・ 基本契約書（案）
- ・ 建設工事請負契約書（案）
- ・ 維持管理業務委託契約書（案）

第3 事業の概要

1 事業名称

鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業

2 管理者等の名称

鈴鹿市長 末松 則子

3 事業の目的

本件事業は、本件施設の設計・建設、維持管理について、民間事業者のノウハウの活用により効率的かつ効果的に実施することを目的とする。

4 事業者の選定

総合評価一般競争入札方式で事業者を選定する。

5 事業期間

設計・建設期間：本件事業の本契約成立日から令和10年3月18日とする。

維持管理期間：令和10年4月1日から令和25年3月31日とする。

6 施設の概要

(1) 所在地

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号外

(2) 設備の概要

ア 既設施設

要求水準書のとおり

イ 本設備

要求水準書のとおり

7 予定価格及び入札書比較価格

本件事業の予定価格及び入札書比較価格は、次のとおりとする。

(1) 予定価格 996,000,500 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

入札書比較価格 905,455,000 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

なお、入札書比較価格の内訳額（参考）は、次のとおりである。下記の金額は、参考価格であるため、入札価格の構成を拘束するものではない。

ア 入札書比較価格を構成する設計・建設業務に係る対価の内訳額（参考価格）
（消費税及び地方消費税額を含まない。）

728,210,000 円

イ 入札書比較価格を構成する維持管理業務に係る対価の内訳額（参考価格）
（消費税及び地方消費税額を含まない。）

177,245,000 円

(2) 留意事項

- ア 予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に本市が事業者を支払う設計・建設業務に係る対価及び維持管理業務に係る対価を単純に合計した金額である。
- イ 予定価格及び入札書比較価格には、物価変動等に応じた改定は見込んでいない。
- ウ 入札価格が、入札書比較価格を超える場合は、本市は入札参加者を失格とする。
- エ 工事目的物の引渡日は令和10年3月18日以降とする。
- オ 工事目的物引渡後の IP パケットランシーバーの運用に必要な費用は全て本市が負担するのとし、維持管理業務に含めない。

8 事業者の募集及び選定の手順（予定）

（１）契約締結までの流れ

入札公告から契約締結に至るまでの流れは図１のとおりである。

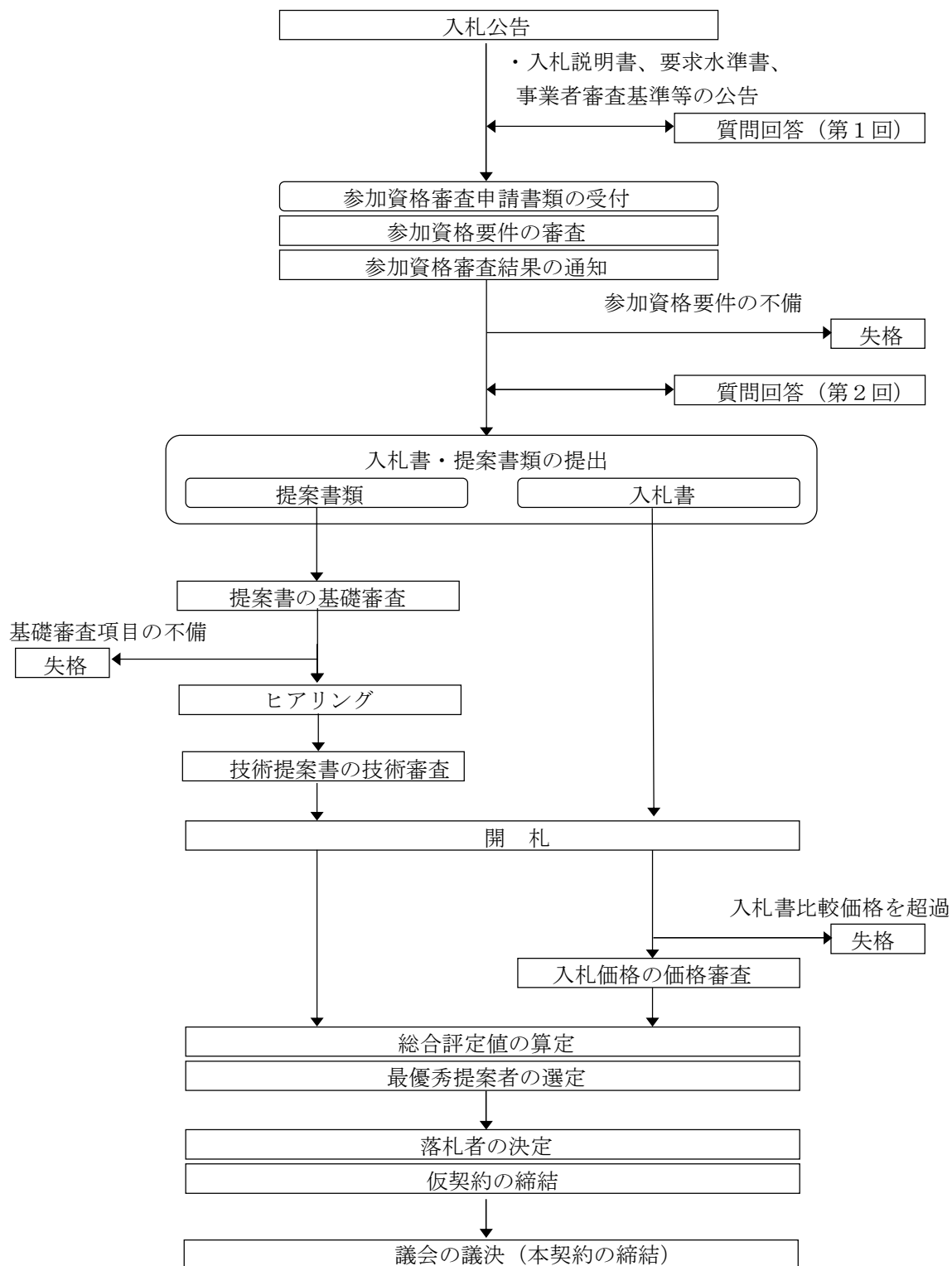


図１ 契約締結までの流れ

(2) 事業者選定スケジュール

本件事業における事業者選定スケジュール（予定）は次のとおりとする。

日 付	内 容
令和7年 7月28日（月）	入札の公告
令和7年 8月 4日（月）	現地見学会申込期限
令和7年 8月12日（火） ～ 8月20日（水）	現地見学会
令和7年 8月20日（水） ～ 8月22日（金）	質問の受付（第1回）
令和7年 9月 4日（木）	質問の回答（第1回）
令和7年 9月12日（金） ～ 9月17日（水）	参加資格審査申請書類の受付
令和7年 9月24日（水）	参加資格審査結果の通知
令和7年 9月25日（木） ～ 10月24日（金）	現地調査及び書類閲覧申込書類の受付
令和7年10月 1日（水） ～ 11月26日（水）	現地調査及び書類閲覧
令和7年11月26日（水） ～ 11月28日（金）	質問の受付（第2回）
令和7年12月17日（水）	質問の回答（第2回）
令和8年 1月16日（金）	入札提案書類の受付期限
令和8年 2月 4日（水）	入札提案書に関するヒアリング、審査
令和8年 2月 4日（水）	開札
令和8年 2月 9日（月）	審査結果通知および結果の公表 落札者の決定及び公表
令和8年 2月中旬	仮契約締結
令和8年 3月下旬	本契約成立

(3) 鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業事業者選定委員会の設置

- ア 本市は落札者の選定にあたり、透明性及び公平性を確保した審査を行うため、「鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業に係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置している。
- イ 入札参加者から提出された提案書は、選定委員会において審査を行い、最優秀提案者を選定する。
- ウ 選定委員会は次の5名の委員で構成される。

委 員 名	所 属 ・ 役 職
◎ 竹下 直哉	鈴鹿市 危機管理部 部長
○ 山本 章善	鈴鹿市 土木部 土木総務課 課長
米野 元久	鈴鹿市 技術監理契約課 課長
林 則幸	鈴鹿市 都市整備部 公共施設政策課 課長
佐藤 友哉	鈴鹿市 上下水道局 水道施設課 課長

※ ◎：委員長、○：副委員長

なお、本件事業の落札者決定までの間に、本入札に関して入札参加者等が、選定委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出したりすること等により、自己を有利に、または他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

(4) 鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業事業者選定に係る有識者意見招請会議の設置

- ア 本市は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、落札者決定基準を定めるに当たり、外部有識者で構成する「鈴鹿市災害情報伝達システム整備事業事業者選定に係る有識者意見招請会議」（以下、「有識者会議」という。）を設置し、外部有識者より意見を聴取している。
- イ 当該落札者決定基準に基づいて落札者を選定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるとの意見が有識者会議で述べられた場合、選定委員会は最優秀提案者の選定時に有識者会議の意見を聴かなければならないものとする。
- ウ 有識者会議は次の2名の有識者で構成される。

有 識 者	所 属 ・ 役 職
沼本 晋也	国立大学法人三重大学大学院生物資源学研究科 准教授
川口 雅司	独立行政法人 国立高等専門学校機構 鈴鹿工業高等専門学校 電気電子工学科 教授

なお、本件事業の落札者決定までの間に、本入札に関して入札参加者等が、有識者会議の有識者に面談を求めたり、入札参加者のPR書類等を提出したりすること等により、自己を有利に、または他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。

9 法令等の遵守

本市及び事業者は、本件事業を実施するにあたり、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本件事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

第4 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、構成企業とする。なお、構成企業は参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- (2) 入札参加者は、「第4 2(1)本件施設の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定めるものとする。代表企業は構成員とし、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- (3) 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、参加表明書提出以降、特段の事情があると本市が認めた場合及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業も、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。
- (5) 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。
- (6) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

2 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、本件事業の設計・建設、維持管理の各業務を行う者として、以下の(1)から(2)の各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

(1) 本件施設の設計・建設を行う者の要件

本件施設の設計・建設を行う者は構成員とすること。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「電気通信工事業」につき特定建設業の許可を受けていること。
- イ 令和2年4月1日から令和7年3月31日までに稼働したデジタル同報系防災行政無線の新設又は更新工事において、建設業法の規定による電気通信工事の元請受注実績を5件以上有すること。
- ウ 建設業法における電気通信工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつデジタル同報系防災行政無線システムの工事経験（新設・更新）がある技術者を、建設工事に専任で配置できること。
- エ 参加表明書の提出期限日において、本市の最新の入札参加資格申請時に提出した経営事項審査総合評定値通知書の電気通信工事の総合評定値が1,300点以上であること。

(2) 本件施設の維持管理業務を行う者の要件

本件施設の維持管理を行う者は構成員とすること。

- ア 電波法第24条の2第1項の登録を受けており、令和2年4月1日から令和7年3月31日までに完了した、デジタル同報系防災行政無線システムの保守点検業務

の実績を有していること。

イ デジタル同報系防災行政無線システムの保守点検業務を担当者として実施した経験がある技術者を担当者として配置できること。

3 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 本市の最新の建設工事等入札参加有資格者名簿又は物品調達等競争入札有資格者名簿のいずれにも登録されていない者。
- (3) 本市の建設工事参加者指名停止基準等に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- (4) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者。
- (8) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- (9) 国税又は地方税を滞納している者。
- (10) その他建設業法、鈴鹿市暴力団廃止条例等の法令、規則等に違反する者。

4 参加資格の確認

- (1) 参加資格確認基準日は参加資格審査申請書類受付最終日とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から入札日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた構成企業に代わって、入札参加資格を有する構成企業を補充し、入札参加資格を確認の上、本市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の入札参加資格確認基準日は、当初の構成企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- (3) 入札日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が入札参加資格要件を欠いた場合、本市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が入札参加資格を欠いた場合で、本市がやむを得ない事情であると判断した場合は、本市と協議を行うものとする。
- (4) 落札者決定日の翌日から契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が入札参加資格を欠いた場合、本市は落札者と契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

5 地元企業の活用及び雇用等への配慮

設計・建設工事の一次下請及び二次下請には、鈴鹿市内に本店を有する企業を活用するように努めること。また、資機材等の調達、納品等においても、積極的に鈴鹿市内の企業を活用するように努めること。

第5 事業者の選定

1 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・建設、維持管理、の提案内容、本市の要求水準との適合性並びに事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する方式（総合評価一般競争入札）を採用する。

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、上記の方法をもって落札者を決定する。

落札者決定に当たっての基準等は、落札者決定基準による。

(2) 提案書の審査

入札参加者から提出された提案書は、選定委員会において審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(3) 落札者の決定

本市は、選定委員会による最優秀提案者選定結果を踏まえて、落札者を決定する。

(4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、本市のウェブサイトにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。

2 契約手続等

(1) 契約の締結

本市と事業者は、契約内容の協議を行い、基本契約の仮契約を締結する。

また、本市は、建設事業者と基本契約に基づく建設工事請負契約の仮契約を、維持管理事業者と基本契約に基づく維持管理業務委託契約の仮契約を締結する。

各々の仮契約は、建設工事請負契約について市議会の議決を得た日をもって本契約となる。

(2) 契約を締結しない場合

ア 入札参加資格の欠如

落札者決定日の翌日から契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くこととなった場合、本市は落札者と契約を締結しない場合がある。

イ 不公正入札

落札者決定日の翌日から契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業のいずれかが次のいずれかに該当する場合、本市は、落札者に書面で通知することにより、契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、落札者は、本市の請求に基づき、本件事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金を本市に支払う義務を連帯して負担する。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により本市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について本市が落札

者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる落札者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

- (ア) 独占禁止法第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令を受け、独占禁止法第61条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき（当該命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合は、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。次号において同じ。）。
- (イ) 独占禁止法第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令を受け、独占禁止法第62条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき。
- (ウ) 落札者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号。）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (エ) 排除措置命令又は納付命令が落札者でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、契約に関し落札者の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令又は当該命令に係る判決が確定したとき。
- (オ) その他、事由の如何を問わず、鈴鹿市の入札参加資格停止措置を受けたとき。

ウ 反社会的勢力の排除

落札者決定日の翌日から契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、落札者の構成企業のいずれかが次の各号所定のいずれかに該当する場合、本市は、落札者に書面で通知することにより、契約に関し仮契約を締結せず又は本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、落札者は、本市の請求に基づき、本件事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金を本市が支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により本市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について本市が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる落札者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

- (ア) 役員等（落札者が個人である場合にはその者を、落札者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時工事の請負契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (カ) 下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (キ) 落札者が、(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合((カ)に該当する場合を除く)に、本市が落札者に対して当該契約の解除を求め、落札者がこれに従わなかったとき。

エ 留意事項

上記アからウにより、仮契約を締結せず又は本契約として成立させない場合、本市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、本市は選定委員会での総合評価値の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、当初に本市が競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

(3) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とする。

(4) 契約保証金

ア 設計・建設期間における保証

契約保証金は、建設工事請負契約に定める契約金額の100分の10以上とする。ただし、建設事業者が、契約金額の100分の10以上の履行保証保険の付保またはこれと同等の保証契約を締結したときは免除する。

イ 維持管理期間における保証

維持管理事業者は、維持管理業務委託契約に定める契約金額の総額を15で除した額の100分の10以上の額を維持管理期間の各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、契約保証金として納付することとする。ただし、各事業年度の開始日までに、年間委託料の100分の10以上の履行保証保険の付保またはこれと同等の保証契約を締結したときは免除する。

第6 入札の手続等

1 入札の手続

(1) 入札説明書等の公表

本市は、次のとおり、入札説明書等を公表する。

ア 入札説明書等の公表

入札説明書等については、令和7年7月28日（月）の入札公告と同時に本市のウェブサイトにおいて公表する。

イ 入札説明書等の公表

入札説明書等を次のとおり公表する。（本市のウェブサイトからダウンロード可能）

(ア) 公表日

令和7年7月28日（月）

(イ) 公表場所

本市ウェブサイト（ウェブサイトアドレスは「第6 1（13）事務局」を参照）

(2) 現地見学会

建設予定地等に関する現地見学会を、次のとおり開催する

ア 開催期間

令和7年8月12日（火）～令和7年8月20日（水）

イ 場所

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号外

ウ 見学方法

現地見学会への参加希望者は、「現地見学会参加申込書」（様式第1号-1）に必要事項を記入の上、「現地見学会に係る誓約書」（第1号-2）とあわせて、令和7年7月28日（月）から令和7年8月4日（月）15時までに電子メールにより「第6 1（13）事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けない。参加希望者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。なお、状況に応じて、参加人数の制限を設ける可能性がある。本市は、電子メールにより、見学会の日時を各提出者へ返信するが、申込みの状況によっては、日程の調整を行うことがある。なお、見学会当日、本件事業に関する質問は受け付けない。

(3) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」（様式第1号-3）に必要事項を記入の上、電子メールにより「第6 1（13）事務局」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。なお、文書形式は、Microsoft Excel（Windows 版）とすること。質問提出者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

イ 受付期間

(ア) 第1回：令和7年8月20日（水）から令和7年8月22日（金）16時まで

(イ) 第2回：令和7年11月26日（水）から令和7年11月28日（金）16時まで

なお、第 2 回の質問については、「第 6 1 (6) 参加資格審査結果の通知」の参加資格審査申請により、参加資格を有すると認められた入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。

(4) 入札説明書等に関する質問への回答書の公表

入札説明書等に関する回答は、以下の日程に本市のウェブサイトにおいて公表する予定である。電話及び口頭での回答等を行わない。なお、本件事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くことが危惧されると本市が判断した質問については回答しない。また、第 2 回回答については、入札参加者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表せずに、入札参加者に対して個別に回答する場合がある。

ア 第 1 回：令和 7 年 9 月 4 日（木）

イ 第 2 回：令和 7 年 12 月 17 日（水）

(5) 参加資格審査申請書類の提出

入札参加希望者は、次により参加資格審査の申請を行わなければならない。参加資格審査申請書類は、正本 1 部、副本 1 部、電子データ（CD-R）1 部を以下のとおり提出すること。期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定する。

ア 提出書類

「第 7 提出書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

持参又は郵送とする。

ウ 受付場所

「第 6 1 (1 3) 事務局」を参照

エ 受付期間

令和 7 年 9 月 12 日（金）から令和 7 年 9 月 17 日（水）16 時まで

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果は、参加資格審査申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、令和 7 年 9 月 24 日（水）までに通知する。

なお、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない。

(7) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加希望者は、本市に対して、令和 7 年 9 月 26 日（金）までに参加資格がないと認めた理由を問う書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）を持参又は郵送にて提出することにより、説明を求めることができる。

本市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、令和 7 年 10 月 1 日（水）までに書面により回答する。

(8) 現地調査及び書類閲覧

現地調査及び書類閲覧可能な日を、次のとおり定める。

ア 開催日

令和7年10月1日（水）から令和7年11月26日（水）まで

イ 場所

鈴鹿市役所（5階、14階、屋上）、中継局、屋外拡声局

ウ 申込方法

参加を希望する参加者は、現地調査及び書類閲覧申込書（様式第1号-4）を提出すること。

エ 申込期限

令和7年9月25日（木）から令和7年10月24日（金）16時まで

オ 提出方法

電子メール

カ 注意事項

（ア）本市は、電子メールにより、日時を各提出者へ返信するが、申込みの状況によっては、日程の調整を行うことがある。

（イ）当日、本工事に関する質問は受け付けない。

（ウ）施設運用に支障を与えない範囲で、試験、測量、建築物内調査、設備調査、電気盤内調査等を行うことができる。

（エ）書類は、完成図書、図面等を公開する。複写を希望する場合は、当日中又は日程調整し、持ち出すことができる。貸出簿に持ち出す書類をチェックすること。

（9）入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加希望者が、本入札を辞退する場合は、入札提案書類提出期限までに、入札辞退届（第9号）を提出すること。

（10）入札提案書類の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者は、「第7 提出書類」に示す入札提案書類を次のとおり提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、受付場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を事務局にて判定する。

ア 提出期限

令和8年1月16日（金）17時必着

イ 提出方法

持参又は郵送とする。

ウ 提出先

「第6 1（13）事務局」を参照

（11）提案書に関するヒアリング

選定委員会は、入札参加者に対し、次のとおりヒアリングを行う。

ア 開催日時

令和8年2月4日（水）（予定）

（ヒアリングの順番は、入札提案書類の受付順とする。）

イ 場所

鈴鹿市役所 本館（予定）

ウ 当日配布書類

プレゼンテーションに用いるスライドの印刷物のみ可とする。

エ 実施方法

詳細は入札公告以降、入札参加者毎に通達する。

オ その他

入札参加者のヒアリング時間、プレゼンテーションの方法等の詳細は、各入札参加者の代表企業に対し、書面にて事前に別途通知する。

(12) 開札

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会いの上、次のとおり行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立会う場合、「委任状（開札の立会い）」（様式第16号）を、当日持参すること。なお、日時や場所等の詳細が決定し次第、各入札参加者の代表企業に本市より通知する。

ア 日時

令和8年2月4日（水）（予定）

イ 場所

鈴鹿市役所 本館（予定）

ウ 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせて行う。また、開札には、選定委員会委員（正副委員長等）が立ち会う。

エ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

オ 入札参加者又はその代理人が、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、委任状（開札の立会い）（様式第16号）をもって、身分証明書に替えることとする。

カ 入札参加者又はその代理人は、入札関係職員が特にやむ得ない事情があると認めた場合を除き、開札場を退場することができない。

キ 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退去させる。

（ア）公正な執行を妨げようとした者

（イ）公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ク 開札においては、入札価格が入札書比較価格の範囲内であるかの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

(13) 事務局

本件事業の事務局は次のとおりである。

担	当	:	鈴鹿市 危機管理部 防災危機管理課				
住	所	:	〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号				
T	E	L	:	059-382-9968			
F	A	X	:	059-382-7603			
電	子	メ	ー	ル	:	bosaikikikanri@city.suzuka.lg.jp	
ウ	ェ	ブ	サ	イ	ト	:	https://www.city.suzuka.lg.jp/

2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

(2) 入札提案書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における入札書及び入札提案書類の差し換え及び再提出をすることができない。

(3) 入札の延期等

本市は、競争性を確保し得ないと認めたときは、本入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(4) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- ア 本入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 委任状のない代理人のした入札
- ウ 入札書に入札価格の記載がないもの、入札書の入札価格を訂正したもの、入札書に入札者の記名押印がないもの又は入札書中の文字等が不明で判読しにくいもの
- エ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤の入札と認めた入札
- オ 入札書の事業名、事業場所名のいずれかが入札公告と一致しない入札書
- カ 入札書の事業名、事業場所名、商号又は名称のいずれかが記載されていない入札書
- キ 同一人がした 2 通以上の入札書
- ク 内訳書等を提出しない者が入札した入札書
- ケ 入札書において記載される入札価格（総額）と入札価格の内訳書に記載されるそれぞれの金額の合計が合致しない入札（様式第 12 号と様式第 12 号別紙 1～別紙 3 に記載の設計・建設業務に係る対価の金額及び維持管理業務に係る対価の金額の各合計が一致しないとき）
- コ 送付された入札書が到達期限（令和 8 年 1 月 16 日（金）17 時）までに鈴鹿市に到達しないもの
- サ 要求水準書に示す要求水準を満たしていないと認められる技術提案書を提出した入札参加者の入札
- シ 参加資格審査申請書類並びに入札提案書類等に虚偽の記載をした者が入札した入札書
- ス 入札参加者が連合して入札した入札書
- セ 本入札に際し不正の行為があったと認められるもの
- ソ その他入札に関する条件に違反した入札書

(5) 費用の負担

本入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(6) 使用言語、通貨、単位及び時刻

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。また、単位は SI 単位、

時刻は日本標準時（JST）とする。

（７） 入札提案書類の取り扱い

ア 著作権

入札提案書類の著作権は入札参加者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ウ 入札提案書類の使用等

提出された入札提案書類は、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各入札参加者に確認する。）。公表、展示、その他本市が本件事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、本市はこれが無償で 사용할 ことができるものとする。

なお、提出された入札提案書類は返却しない。

（８） 本市の提供する資料の取り扱い

入札参加者（入札までに辞退したものを含む）は、本市が提供する資料を、本入札に係る検討以外の目的で使用する ことはできない。

（９） 入札保証金

免除する。

（１０） その他

ア 入札参加者が 1 者であった場合も、落札者決定基準に従い入札提案書類の審査を行う。

イ 本市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第7 提出書類

1 参加資格審査申請書類

参加資格審査申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて、正本 1 部、副本 1 部、電子データ (CD-R) 1 部を提出すること。

- (1) 参加表明書 (様式第 2 号)
- (2) 構成員一覧表 (様式第 3 号)
- (3) 参加資格審査申請書 (様式第 5 号)
- (4) 委任状 (代表企業) (様式第 6 号)
- (5) 委任状 (代理人) (様式第 7 号)
- (6) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 (様式第 8 号)

2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を 1 部提出すること。

- (1) 入札辞退届 (様式第 9 号)

3 入札提案書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		部数
入札提案書類提出届等		各1部
入札書		1部
提案書	技術提案書	各15部 (正本1部、副本14部)
	施設計画図書	
	添付資料	
	提案図書概要版	
施設計画に係る提案概要		15部
提案書及び施設計画に係る提案概要の電子データ (CD-R)		2部

(1) 入札提案書類提出届等

- ア 入札提案書類提出届 (様式第 10 号)
- イ 要求水準に関する誓約書 (様式第 11 号)

(2) 入札書

- ア 入札書 (様式第 12 号 (別紙 1～別紙 3、参考資料 1～2 を含む))

(3) 技術提案書

(様式第 13 号)

(4) 施設計画図書

ア 施設概要説明書

- (ア) 施設に係る提案事項等説明書 (工事期間中や竣工後の性能保証、工期等の観点から問題がない場合は要求水準書に基づくこととする。要求水準書や技術提案書と異なる事項の説明も含む)
- (イ) 新旧設備の切替計画の概要説明
- (ウ) 各設備概要説明

- (エ) 主要機器の耐用年数及び経年的補修・整備費一覧表
- (オ) 保守体制及びその組織体制
- (カ) 使用機器メーカーリスト（主要機器）
- (キ) 工事工程表（設計工程、許認可関係も明記）

イ 図面

図面については、以下に示したものを提出するものとし、留意事項を確実に反映すること。図面はA3サイズにて提出すること。

- (ア) 各階配置平面図
 - ・無線操作室（市役所 5 階）、無線機械室（市役所 14 階）の機器配置平面図。
- (イ) 装柱図（屋外拡声子局）
 - ・屋外拡声子局の構成を示すこと。
- (ウ) 動線計画図（防災情報システムの活用）
 - ・防災情報システムにて災害情報の収集から避難指示の発令、災害対策本部での情報集約に用いるための機器配置と職員の動線について示すこと。
- (エ) システム構成図及び防災情報システムのイメージ図
- (オ) 仮設図（工事段階ごと）

ウ 設計書等

- (ア) 維持管理費（保守費用、回線使用料、その他必要経費）及び算出根拠
- (イ) 要求水準書に示す性能・機能を確認できる資料その他提案等の確認ができる資料

- (5) 添付資料 (様式第 14 号)
その他、要求水準に示す性能・機能を確認できる資料及び提案等の内容が確認できる資料がある場合には、添付資料にて取りまとめること。

- (6) 提案図書概要版 (様式第 15 号)

- (7) 施設計画に係る提案概要
施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとする。
 - ・システム概要
 - ・システム構成図
 - ・操作卓及び防災情報システムのイメージ図

第 8 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成するに当たっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は SI 単位とする。また、原則として横書きで記述する。
- (2) 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 参加資格審査申請時の提出書類

参加資格審査申請時の提出書類を作成するに当たっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 参加資格審査申請書（様式第 5 号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4 版・縦・左綴じとして正本 1 部、副本 2 部を提出すること。

3 入札書

入札書を作成するに当たっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 入札書（様式第 12 号）及び入札価格参考資料（様式第 12 号別紙 1～別紙 3、参考資料 1～2）は、次の方法により封入すること（別紙 2 参照）。
 - ア 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
 - イ 入札書（様式第 12 号）を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、事業名、事業場所名、グループ名（代表企業名を入れた任意のグループ名とし、入札参加者が設定する。以下同じ。）及び代表企業の商号又は名称等を記載すること。
 - ウ 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料（様式第 12 号別紙 1～別紙 3、参考資料 1～2）を入れ、封筒の表面に、入札提案書類提出期限、事業名、事業場所名、グループ名、代表企業の商号又は名称、担当者名及び担当者連絡先（電話番号及び FAX 番号）を記載すること。
- (2) 入札価格は、事業期間にわたる設計・建設業務に係る対価及び維持管理業務に係る対価を単純に合計した金額とし、「別紙 3 本件事業において市が事業者を支払う対価について」に基づいて算定すること。入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- (3) 技術提案書（事業計画）との整合性を確保すること。

4 提案書

提案書を作成するに当たっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 提案書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で 1 冊にまとめ、「技術提案書」を A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各 15 部（正本 1 部、副本 14 部）提出すること。文字サイズは 11 ポイント以上（図表は含めない）とし、1 ページに概ね 1,600 字程度とすること。提案書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、本市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された受付グループ名（以下「受付グループ名」という。）を右下欄に記入する。
- (2) 施設計画図書は、「第 7 3(4)施設計画図書」に記載した順番で 1 冊にまとめ、

A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各 15 部（正本 1 部、副本 14 部）提出すること。施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。また、施設計画図面については次のとおりとする。

ア 図面は、JIS の建築製図通則に従って作成すること。

イ 右下に図面名称及び受付グループ名を記入すること。

- （3）添付資料及び提案図書概要版は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で 1 冊にまとめ、A4 版（A3 版書類については A4 版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各 15 部（正本 1 部、副本 14 部）提出すること。添付資料及び提案図書概要版には各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、様式第 14 号及び様式第 15 号（添付資料の表紙及び提案図書概要版の表紙）には、受付グループ名を右下欄に記入する。
- （4）提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- （5）ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本 1 部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること（正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。）。
- （6）各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- （7）本市に提出する提案書の電子データは、PDF 形式とし、技術提案書、施設計画図書、添付資料毎に様式集の順番でそれぞれ 1 つの PDF ファイルにまとめて提出すること。ただし、電子データのサイズに応じて PDF ファイルを複数に分割してもよい。なお、PDF に加えて、様式集（Excel 版）については Microsoft Excel（Windows 版とし、バージョンは 2000 以後とする。）も提出すること。

5 施設計画に係る提案概要

施設計画に係る提案概要を作成するに当たっては、特に本市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- （1）施設計画に係る提案概要は、A4 版・縦・横書き・1 枚（両面印刷で 2 ページ以内）とし、綴じずに 15 部提出すること。提出する電子データは、PDF 形式とする。
- （2）受付グループ名を右上隅に記載し、提案書と同様、企業名等が特定できる表現はしないこと。
- （3）施設計画に係る提案概要は、簡潔に記載すること。落札者決定後、議会等への報告のために落札者の施設計画に係る提案概要を使用するため、記載する内容に留意すること。特に、各入札参加者のノウハウに係る内容等については、各入札参加者の判断により、支障のない表現とすること。
- （4）施設計画に係る提案概要は、定量化審査の対象にはしない。

6 留意事項

入札提案書類の作成に当たっては、以下の条件を踏まえること。

- （1）リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本件事業の実施における責任は、原則として事業者が負う。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途事業者と協議の上、本市は応分の責任を分担する。

イ リスク分担

予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、「別紙４ リスク分担表」の考え方に基づくものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、契約で定める。

(2) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案についても審査対象とし、有用な提案については加点する。

(3) 業務の委託

事業者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 地元企業の活用への配慮

ア 下請人等を選定する際は、鈴鹿市内に本店等（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する者の中から選定するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

(5) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 事業者の提供するサービスが、契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、本市は、契約を解除することができる。

(イ) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は契約を解除することができる。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)により本市が契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

(ア) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は契約を解除することができる。

(イ) 上記(ア)により事業者が契約を解除した場合、本市は、事業者が生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、契約を解除することができる。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、契約に定める。

第9 その他

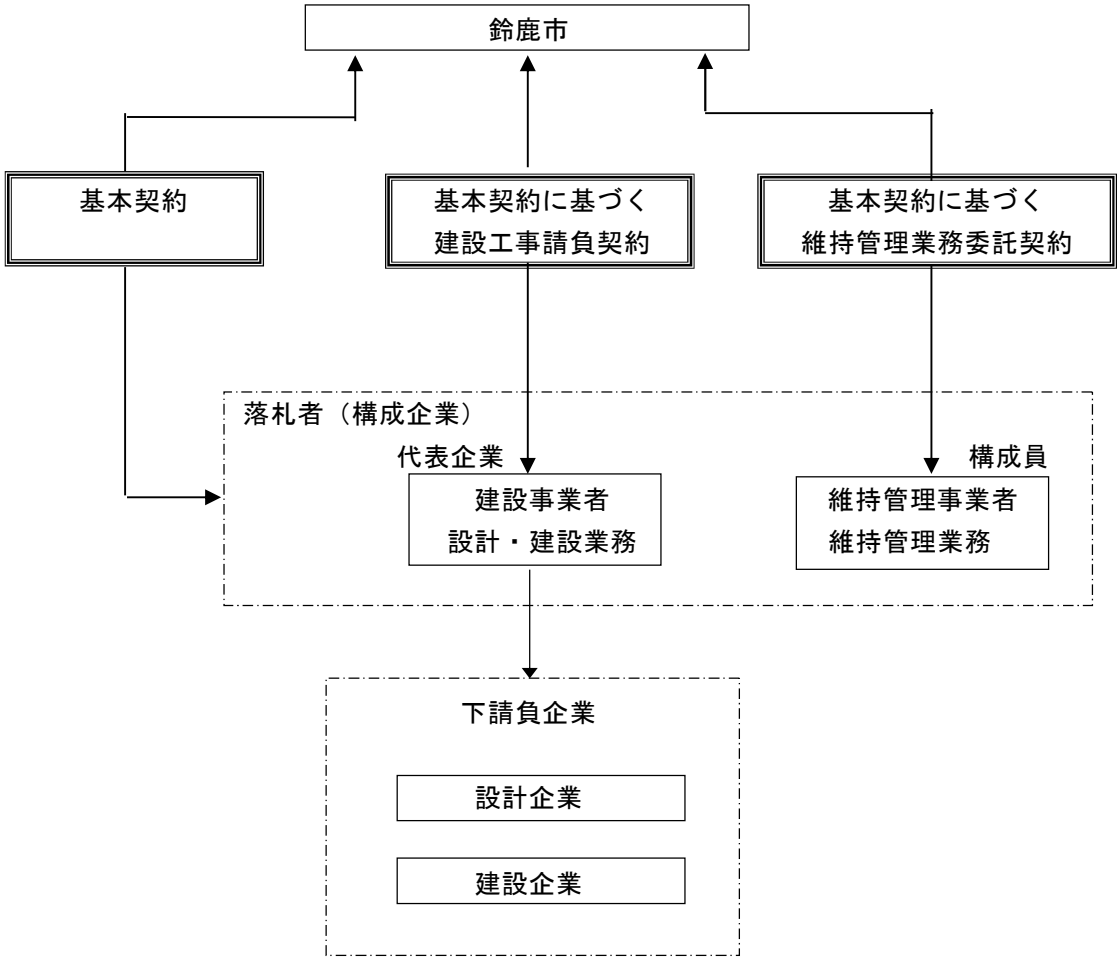
1 必要事項等の追加

本入札説明書に定めることのほか、本入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格審査結果の通知前においては、本市ウェブサイトで公表する。また、参加資格審査結果の通知後においては代表企業に通知する。

2 情報提供

本市の情報公開条例に基づき情報公開を行う。また、本件事業に係る情報提供は、適宜、本市のウェブサイト及び電子データを通じて行う。

別紙 1 事業スキーム（例）



別紙2 入札書等の提出用封筒作成要領

1 入札書等の提出用封筒

中封筒：表

	入札書 事業名 ○○○○○○ 事業場所 ○○○○○○ ○○○○グループ 代表企業 □□県□□市□□町□□番□□号 □□□□株式会社
--	---

外封筒：表

	入札提案書類提出期限 令和 年 月 日 入札書等 事業名 ○○○○○○ 事業場所 ○○○○○○ ○○○○グループ 代表企業 □□県□□市□□町□□番□□号 □□□□株式会社 担当者名 △△ △△ 担当者連絡先(TEL FAX)
--	---

その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「入札書」「入札書等」は朱書きとする。
- ・ 中封筒には、入札書（様式第12号）を入れて封かんすること。
- ・ 外封筒には、入札書を封入した中封筒及び入札価格参考資料（様式第12号別紙1～3、参考資料1～2）を入れて封かんすること。

別紙3 本件事業において市が事業者を支払う対価について

1 対価の構成

本件事業において本市が事業者を支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価	①設計・建設業務 ②その他上記項目の関連業務を含む
維持管理業務に係る対価	①維持管理業務 ②その他上記項目の関連業務を含む

2 対価の算定方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

区 分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
設計・建設業務に係る対価	①設計・建設業務費用 ②その他費用	■設計業務に係る対価 ■建設業務に係る対価

(2) 維持管理業務に係る対価

区 分	支払の対象となる費用	対価の算定方法
維持管理業務に係る対価	①維持管理業務費用 ②その他費用	■保守点検に係る対価 ■部分更新に係る対価 ■システムを運用する為に必要な一切の通信料及びサービス料金等（電気代、電波利用料、再免許申請費用、IPパケットトランシーバーに関する費用は除く）

3 対価の支払方法

(1) 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約による。

ア 各会計年度における設計・建設業務に係る対価の支払限度額の割合

設計・建設期間における各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえて本市にて作成し、契約書作成時に通知する。

(2) 維持管理業務に係る対価

維持管理業務委託契約による。

ア 各会計年度における維持管理業務に係る対価の支払額の割合

維持管理業務期間における各会計年度の支払額は、落札者の提案内容を踏まえて本市にて作成し、契約書作成時に通知する。

4 物価変動等による改定

(1) 物価変動等の指標

ア 設計・建設業務に係る対価

建設工事請負契約書による。ただし、本市は、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、事業者から申出等があったときには、誠意をもって協議を行うものとする。

なお、当該協議に際して、事業者は、建設工事請負契約書（案）第 25 条に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、本市は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

イ 維持管理業務に係る対価

維持管理業務委託契約書による。

なお、当該協議に用いる指標は、落札者決定後、協議により決定する。本市及び事業者は、当該指標により契約を締結することができる。

（２）改定の条件

維持管理業務委託料の支払額については、改定のための確認を年 1 回行うものとする。

改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、 $\pm 1.5\%$ を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無にかかわらず、算定した結果を書面により本市へ毎年報告を行うこと。

毎年、8 月末時点で公表されている最新の指標に基づき、9 月末までに見直しを行い、翌年度の維持管理業務委託料を確定する。改定された維持管理業務委託料は、改定年度の翌年の業務委託料の支払から反映させる。

初回の改定は、令和 9 年 8 月末時点で公表されている最新の指標に基づき、令和 9 年 9 月末までに見直しを行い、令和 10 年度の維持管理業務委託料を確定する（比較対象は令和 7 年 8 月末時点で公表されている最新の指標）。

別紙4 リスク分担表

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			市	事業者
共通	入札書類リスク	入札説明書、要求水準書等の誤記、提示漏れにより、本市の要望事項が達成されない等	○	
	契約締結リスク	本市の事由により契約が結べない等	○ ^{注1)}	△ ^{注1)}
		事業者の事由により契約が結べない等	△ ^{注1)}	○ ^{注1)}
	計画変更リスク	本市の指示による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	用地確保リスク	事業用地の確保に関するもの	○	
	近隣対応リスク	本件施設の設置そのものに対する住民反対運動等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	調査、建設、運営管理において第三者に及ぼす損害		○
	法令等の変更リスク	本件事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
	入札リスク	入札費用に関するもの		○
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ	○ ^{注2)}	△ ^{注2)}
		施設の供用開始後のインフレ、デフレ	○ ^{注2)}	△ ^{注2)}
設計段階	事故の発生リスク	設計、建設、維持管理において発生する事故		○
	事業の中止・遅延に関するリスク（債務不履行リスク）	本市の指示、本市の債務不履行によるもの	○	
		事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等	○ ^{注3)}	△ ^{注3)}
	設計変更リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの	○	
		事業者の提案内容の不備、変更による設計変更による費用の増大、計画遅延に関するもの		○
	測量・地質調査リスク	本市が実施した測量、地質調査部分に関するもの	○	
		事業者が実施した測量、地質調査部分に関するもの		○
	建設着工遅延	本市の指示、提示条件の不備、変更によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			市	事業者
建設段階	工事費増大リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	本市の指示、提示条件の不備、変更による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	一般的損害リスク	工事目的物、材料に関して生じた損害		○
	性能リスク	要求水準書の不適合（施工不良を含む）		○
運営段階	性能リスク	要求水準書の不適合		○
	施設契約不適合リスク	事業期間中における施設契約不適合に関するもの		○

○主分担、△従分担

注 1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注 2) 物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は本市が負担する。

注 3) 不可抗力における一事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。

※：本リスク分担表は、本件事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、各契約書（案）等において示す。